

「偏見・差別・人権」

差別の問題に関する  
経済学的アプローチ

経済学部 文 世一

# 差別とは:

- 同等な者に対し、所属している集団や社会的カテゴリーの差異に基づいて、異なる対応をすること
- 原因は偏見の存在

# 本講義では

- **差別**のメカニズムを解明し、**差別**による被害を解消するための方策について考える。
- **偏見**のメカニズムを解明し、それを解消するための方策については対象外。

偏見のメカニズムを解明し、それを解消するための方策については対象外。

- 偏見を解消するには長期間(数世代以上?)
- 人の心の奥底に刻み込まれたものが簡単に変わるものではない。
- 偏見を解消するまで差別の問題を放置してもいいのか。
- 単なる「差別の禁止」や、「差別をやめようキャンペーン」でいいのか。
- 偏見が残っても、差別をやめざるをえなくさせるような制度設計を模索。

1. 経済学では差別の問題をどのよう  
に取り扱うのか

# 経済学(狭い意味で)の対象:

- 経済動機にもとづく個人の選択行動とその帰結
- 資源配分の問題に焦点

# (例)労働市場における差別

- 白人の平均賃金  $>$  黒人の平均賃金
- 白人の雇用機会  $>$  黒人の雇用機会

これは差別の証拠といえるか？

# 賃金について:

- 生産性の高い(たとえば営業成績の高い)者に高い賃金、低い者に低い賃金
- 賃金格差は白人の生産性が高いからかも知れない
- 生産性は教育水準と高い相関
  - 白人は80%が高卒、25%が大卒、
  - 黒人は67%                      12%



もしまったく同じ教育を受け、同じ能力を持ち、  
同じ時間働いて、

なお賃金に差があれば、それは差別

そうでないなら差別といえない。

# 教育の機会が、黒人と白人の間で異なっているとしたら？

たとえば教育委員が人種偏見を持つ場合、黒人居住地区の学校の整備に不熱心

→その結果、教育の質低下

→黒人の学力が低下

→高等教育の機会減少

# 教育の差が貧困によるもの だとしたら？

貧困が過去の差別の産物である可能性大

→行政のあり方、

さらには差別を許してきた社会の問題

# 雇用機会について:

白人も黒人も能力は同じとしよう

レストランAは白人のみ雇う、レストランBは白人も黒人も雇う

→需要と供給により黒人の賃金が低くなる

→レストランBに競争力

→競争市場においてレストランAは淘汰される

→差別はなくなる

ベッカー(ノーベル経済学賞受賞)著  
「差別の経済学」(1957年)

「差別をしても得にならない」

→「いずれ差別はなくなる」

→「政府が差別の問題に介入する必要なし」

あまりにも能天気ではないか？

反例：

客が偏見を持っているとしたら？

レストランBの来客は少なくなる－競争力低下

偏見を持った客はレストランAに行く

→レストランAは淘汰されない

→差別は残る

## 反例2

# 政府の政策が差別の原因になる場合

かつて南アフリカでは黒人がつくことの禁じられた職種があった

かつて米国南部の町では市街電車内の人種隔離を法令で強制

(鉄道会社の社長たちは反対していた

—黒人のためではなくコストがかかるから)

# まとめ：

- 競争市場には、差別を自然に解消する力が（一定程度）ある
- しかし偏見を充足するために支払い意思を持つ者がいたり、政府の慣行などにより差別は残る
- 雇い主だけに責任を負わせるのではなく、社会全体に責任



## 2. 入居差別

# 私の個人的経験

1985年 結婚して京都で新居を探すとき

1999年 京都に戻って借家を探すとき  
(1989年－99年に他地域に勤務)

不動産屋から「理由は聞かないでくれ」

やむなく中古物件を購入

# 誰が差別するのか

- 断られるのは店で  
「審査」と称して

実際は家主（不動産屋は代理人）

不動産屋は取引が多いほどもうかる  
—差別などない方がむしろうれしい







# 入居差別の事例

## 在日韓国人弁護士入居差別訴訟

弁護士の康由美(かん ゆみ)さんが、  
2005年1月、大阪のマンションを賃借しようとしたところ、家主は康さんが韓国籍であることを理由として入居を拒否。

康さんは家主に対して損害賠償を求めて大阪地裁に提訴。

- 2007年3月13日、家主が差別を認めて謝罪することなどを条件に和解が成立。康さんのほぼ全面的な勝訴和解。
- 康さんは今回の裁判で、家主だけでなく、入居差別を放置してきたとして大阪市の責任も追及して提訴しており、大阪市に対する裁判は継続中。



# 康さんの口頭弁論より

<http://homepage2.nifty.com/lala-osaka/0511kangben.htm>

「私って差別されるんやった。忘れてた」

「私はニューカマーと違う」

—差別されながら、差別する側の思考に自己嫌悪

「提訴したところで、被告はきっと、朝鮮人にひどい目にあつた、としか思わないのでしょうし、それに同調する日本人もたくさんいるでしょう。そして、私が提訴することによって、さらに差別の仕方が陰湿になり、巧妙になり、洗練されていくのではないかと考え、とても悩みました」

- 「裁判を起こしたからといって家主の心が入れ替わるわけではない、けれども、差別をすれば何らかの制裁があるのだというメッセージを送ることが大事なのだ。」
- 「差別は、社会全体の課題であるとは未だに認識されていないようです。社会全体の課題とするためには、どうしても行政の取り組みが不可欠」

- 「2001年には、被告大阪市自身が入居差別の実態調査を行っており、その実態を把握しております。それに対し、被告大阪市は、法的義務を課すなどして入居差別を禁止することを、これまで一切行ってきませんでした。その結果、現在においても、入居差別に苦しむ外国人が多くおり、今回の原告の被害も発生する事態となりました。．．．被告大阪市の入居差別に対する施策の怠慢および、歴史的な立法事実から、被告大阪市が条例制定義務を有することになったとの原告の主張をご理解いただければと考えます。」

# 経済学者による最近の研究

中川雅之著

『都市住宅政策の経済分析』(日本評論社)  
2003年

- 高齢者に対する入居差別
- ユニークな調査方法(監査調査法)

# ユニークな調査方法（監査調査法）

- 年齢以外はまったく同じ属性の二人の個人が別々に同じ不動産屋を訪ねる
- その際に紹介される物件数やタイプを調べ
- 統計的手法を用いて、年齢が扱いの違いに有意な影響を与えたか検証

1979年に米国で開発、いままでに多くの裁判の判決に影響を与えた

また反差別法制の改正に影響

# 監査調査法の長所

- 差別を行なった者へのアンケート
  - 差別が違法な場合、正直に答えない
- 差別を受けた者へのアンケート
  - 差別を受けたかどうか気づいてないケースが多い(不動産屋が紹介物件を選別)

これらの問題を解決できる

# 監査調査法への批判

- 「欺き」を使用している
- 調査対象を同意なしに実験に用いる
- 調査対象に時間の浪費などコストを与える

差別を検証する他の手段がないということで正当化

米国の裁判所では、証拠の提出に監査調査法を認めている

公共性への貢献—調査のコスト  
で評価すべき

公共性：

政策変更による効果など

調査のコスト：

調査対象者の負担（時間の浪費など）



# 調査の結果

高齢者は、  
過小な情報しか与えられない不動産業者に遭遇する可能性が非高齢者に比べて約4割多く、  
非高齢者に比べて約3割少ない物件しか紹介してもらえない

# 差別の帰結

- 高齢者が入居するのは低家賃住宅、老朽住宅に偏る
- 地理的に集中、かつ密集

上記二つの組み合わせにより、都市の防災性低下

# なぜ低家賃住宅なら入居できる？

確実な収入である年金収入の範囲で払えるので取りはぐれがない

### 3. 入居差別の解消に向けた政策

- 家主だけに責任があるのか
- 差別の禁止だけで解決するのか

# 家主の立場：

- 高齢者の場合、その家で亡くなる可能性大
  - 家賃を取り損なう、身寄りのない場合は後始末
  - 損失のリスク、コスト増
- 外国人の場合、生活習慣の違いによるトラブル
  - 近隣とのトラブル、住宅が傷む
  - 家主にとってはコスト

家主は、すべての高齢者、すべての外国人が問題を起こすとは考えない。

リスクを最小化したいー期待利益の低下を恐れる

$$\begin{aligned} \text{期待利益} = & p \cdot (\text{問題が生じた場合の利益}) \\ & + (1-p) \cdot (\text{問題なしの場合の利益}) \end{aligned}$$

ここに $p$ は問題の生じる確率。

- 家主は、 $p$ の高い人には貸せば損する。
- 高齢者や外国人の場合は $p$ が高いと信じている

# 問題の構造

- (1)  $p$ は家主の主観的確率であり、家主は客観的データを知らない。偏見があるほど高くなる。  
(情報の不完全性)
- (2) 家主は、それぞれの入居希望者が問題のある人なのかどうか知ることはできない(情報の非対称性)

# 情報の非対称性による問題

(例)

中古車市場における逆選抜、  
保険市場におけるモラルハザード



# 中古車市場における逆選抜

- 100人の中古車売り手と100人の買い手
- 50台はレモン(不良車)、50台はプラム
- 売り手は品質を知ってる、買い手は知らない
  - レモンの売り手は10万円なら売ってもいい
  - レモンの買い手は12万円なら買ってもいい
  - プラムの売り手は20万円なら売ってもいい
  - プラムの買い手は24万円なら買ってもいい

# 情報の非対称性がなければ

- レモンは10-12万円で取引成立
- プラムは20-24万円で取引成立

# 情報の非対称性があれば

- 買い手は50%がレモンだとして、期待値  
 $0.5 \times 12万 + 0.5 \times 24万 = 18万円$

しか払う気がない

- プラムの売り手は18万円では売りたいくない

市場にはレモンしか売りに出ない

# 対策

中古車取引の際には、政府公認の整備士の保証を付ける

- プラムの売り手は保証書を付ける
- レモンの売り手は保証書を付けない

買い手は保証書のある車には高い価格を払う  
—市場の回復

政府の役割は整備士の監視

# 保険市場における逆選抜

- 自動車保険は平均的な事故の確率をもとに保険料を算定
- 保険会社は加入者が乱暴な運転をするのかわからない、運転者は知ってる
- 50%が乱暴運転、50%が安全運転  
（事故率2%） （事故率1%）
- 保険会社は1.5%という事故率を想定して保険料を設定

乱暴運転者にとっては保険に入るメリット

安全運転者にとっては保険に入っても損

（結果） 乱暴運転者だけが保険加入

— 保険会社は破綻

# 対策

- 保険加入を強制にする
- 加入者の属性に応じて保険料を変える  
(例) 年齢が若いほど、免許年数が短いほど  
保険加入年数が短いほど、保険料は高い

# 保険におけるモラルハザード

- たとえば、自動車保険に入ったことで安心して、安全運転を怠る
- 対策：免責額を設定する

最近、国も高齢者入居差別に関して対策

2001年

高齢者の居住の安定確保に関する法律

[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_01.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_01.html)



# 対策メニューと評価:

- 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進
- 家賃債務保証制度
- 終身建物賃貸借制度

- 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度  
情報の不完全性に対応  
入居可能な住宅に関する情報提供のみ  
上のpに関する情報も必要－偏見の解消
- 公共住宅の供給、または既存の公共住宅をマイノリ  
ティ優先に  
公的部門の非効率性  
既存ストックは質が悪い

# 家賃債務保証制度

[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page02\\_02.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page02_02.html)

- 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯もしくは外国人世帯を対象
- 家主が2年間の保証で月額家賃の35%の保証料(2年分の家賃の約1.5%の負担に相当)を払う
  - (1)滞納家賃:月額家賃の6ヶ月分に相当する金額を限度に保証。
  - (2)原状回復費用および訴訟費用:月額家賃の9ヶ月分に相当する金額を限度に保証。

- 家賃債務保証制度

[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page02\\_02.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page02_02.html)

情報の非対称性に対応、一種の保険

有効であるが任意加入なので限界

加入した住宅＋これまで差別してない住宅の中からしか選べない(選択機会の制限)

強制加入が望ましい(自動車のケース)

# 川崎市の取り組み

- 「川崎市住宅基本条例」(2000年)  
保証人が用意できない外国人に対し  
損失が出た場合は市が補填
- 大学でも留学生に対して同様の制度  
(学生が保証料を払う)

# 本講義のまとめメッセージ

- 社会全体が責任を負うべき  
(雇い主や家主のみに責任を負わせるべきではない)
- 差別を禁止するだけでは不十分  
制度のデザインに工夫が必要
- 特に住民の身近にいる自治体の取り組みは重要